

(案)

第六次地域管理経営計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間

自	令和3年4月	1日
至	令和8年3月	31日

北海道森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の面で期待が大きくなってきた。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することも求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民の共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、公益的機能の発揮のための事業や民有林へのサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくこととする。

さらに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向けて貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、胆振東部森林計画区の第五次計画（平成28年4月1日～令和3年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、北海道森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、同法第4条の規定に基づく国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法第7条の2で定める国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の同計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めた第六次計画である。

胆振東部森林計画区における今後の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

その際、国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという意志を職員が共有し、一丸となってその推進に努めていくこととする。

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1)	国有林野の管理経営の基本方針 -----	1
①	森林計画区の概況	
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	
③	持続可能な森林経営の実施方向	
④	政策課題への対応	
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	7
①	機能類型に基づく管理経営の基本的な方向	
②	地域ごとの機能類型の方向	
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な 事項 -----	10
①	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	
②	林業事業体の育成	
③	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	
④	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による 技術支援	
(4)	主要事業の実施に関する事項 -----	12
①	伐採総量	
②	更新総量	
③	保育総量	
④	林道の開設及び改良の総量	
(5)	その他必要な事項 -----	13
2	国有林野の維持及び保存に関する事項 -----	14
(1)	巡視に関する事項 -----	14
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 -----	15
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項 -----	15
(4)	その他必要な事項 -----	15
3	林産物の供給に関する事項 -----	16
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 -----	16
(2)	その他必要な事項 -----	16
4	国有林野の活用に関する事項 -----	16
(1)	国有林野の活用の推進方針 -----	16
(2)	国有林野の活用の具体的手法 -----	17
(3)	その他必要な事項 -----	17

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	
(1)	公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針	17
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	17
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1)	国民参加の森林に関する事項	18
①	ふれあいの森	
②	社会貢献の森	
③	木の文化を支える森	
④	遊々の森	
⑤	多様な活動の森	
(2)	分収林に関する事項	19
(3)	その他必要な事項	20
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	21
(2)	地域の振興に関する事項	21
(3)	その他必要な事項	21

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」（別に定める）

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

胆振東部森林計画区は、北海道の南西部に位置し、全国森林計画で定める沙流川広域流域の西側にあたる胆振総合振興局管内の1市4町（国有林野が所在するのは1市2町。）で構成されている。

その流域面積は、234千haで全道面積の3%にあたり、東は日高森林計画区、北は石狩空知森林計画区、西は後志胆振森林計画区に接し、南部は太平洋に面している。

流域面積 (千ha)	森林面積 (千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他森林		
234	163	63	70	39

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない(以下の表についても同じ)。

対象とする国有林野面積は63千haであり、森林の約6割がトドマツ・エゾマツ・ミズナラ・イタヤカエデ等が混交する天然林で占められ、3割以上が主に昭和30年代以降に造成されたトドマツ・カラマツ・エゾマツ等の人工林となっており、他の計画区に比較して人工林の比率が高い計画区である。しかし、苫小牧市を中心に広がる森林については、人工林を主体に、平成16年9月の台風18号により、多大な風倒木被害を受けている。

また、水源涵養を目的とした保安林を主体にほぼ全域が保安林に指定され、工業都市苫小牧市を中心とした都市圏の水源としての重要な役目を担っているほか、都市圏から比較的近く、温泉、渓谷、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれ、支笏洞爺国立公園などに指定されていることから、登山や森林散策、キャンプなどのレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

さらに、西部を中心とした地域は、風不死岳・恵庭岳・樽前山の3火山の影響を受け、地質的に浸食や崩壊しやすいこと等から、森林の保全に対する要望が高い。

一方、大規模な製紙工場が立地しており、活動の盛んな森林組合もあることから、これらに関連する林業・木材産業の育成も課題となっている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

(単位：千 ha)

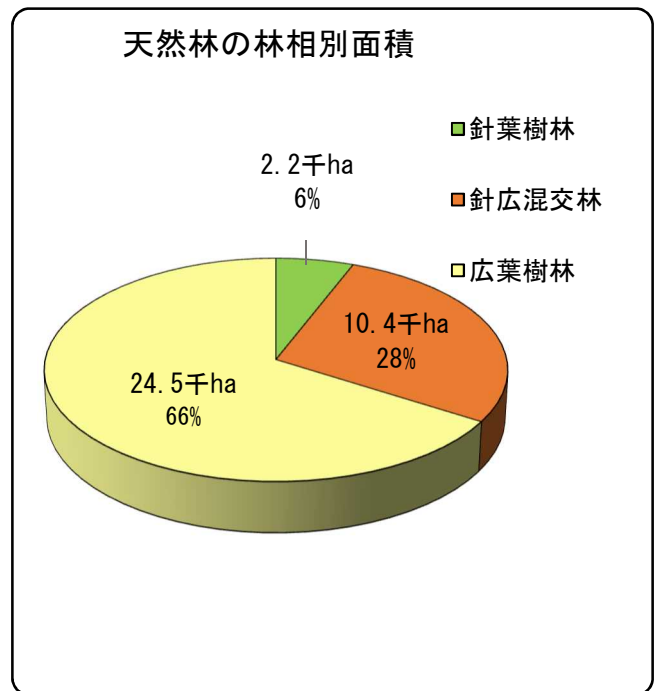
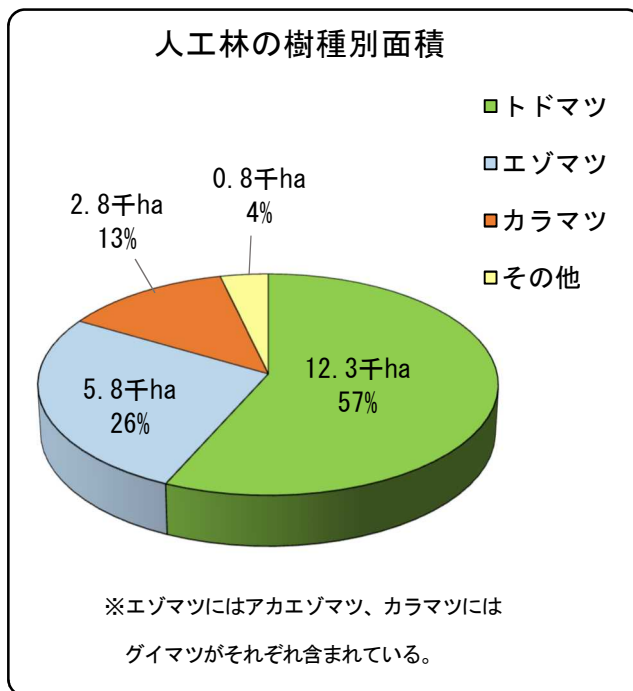
区分	育成林		天然生林	計
	育成単層林	育成複層林		
面積	21.4	10.3	27.0	58.8

(単位：千 ha)

区分	人工林				計
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他	
面積	12.3 (57%)	5.8 (26%)	2.8 (13%)	0.8 (4%)	21.7

(単位：千 ha)

区分	天然林			計
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林	
面積	2.2 (6%)	10.4 (28%)	24.5 (66%)	37.1



イ 主要施策に関する評価

第五次計画（平成28年度～令和2年度）における本森林計画区での計画と実績、主な取組は次のとおりとなっている。

(ア) 伐採量

本森林計画区における伐採量の実績は下表のとおりである。

主伐・間伐ともにおおむね計画どおりの実施となったが、間伐面積については、台風等による林道等の決壊等により減少した。

(単位：千 m^2 、ha)

区 分	計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	81	229 (5,765)	80	195 (3,782)

注1) () は間伐面積である。

2) 実績欄の数値は平成28～令和元年度の実績と令和2年度の見込量の計である。

(イ) 更新量

台風等による風倒被害地について、天然力も活用しつつ、多様な樹種・樹冠層により構成される、より災害に強い森林の造成を目指し、更新や復旧対策を積極的に実施してきた。

本森林計画区における更新量の実績は下表のとおりである。

台風等による風倒被害地の調査時点において小面積被害のあった隣接小班も取り込み更新を行った結果、人工造林、天然更新ともに増加した。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	45	255	124	416

注) 実績欄の数値は平成28～令和元年度の実績と令和2年度の見込量の計である。

(ウ) 保育量

本森林計画区における保育量の実績は下表のとおりである。

下刈については、大型機械による地拵を行ったことにより、植生の回復が遅れ下刈回数が減少したことや一部に隔年による下刈を実施したため面積が減少した。つる切・除伐については現地の状況を精査した上で実行したことにより大幅に減少した。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	15,155	5,484	11,400	311

注) 実績欄の数値は平成28～令和元年度の実績と令和2年度の見込量の計である。

(エ) 林道の開設及び改良

本森林計画区における林道の開設・改良の計画と実績は下表のとおりである。

利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、開設が減少した。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	18	4
	延長量 (km)	39.0	6.0
改 良	箇所数	5	5
	延長量 (km)	0.2	0.2

注) 実績欄の数値は平成28～令和元年度の実績と令和2年度の見込量の計である。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、森林からの恩恵を現世代のみならず次世代へ伝えるため、機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備及び保全等の実施によって持続可能な森林の管理経営に取り組んでいく。

本森林計画区の国有林野について、取り組んでいる施策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を維持し、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するため、希少な野生生物が生育・生息する森林については、その生育・生息環境にも配慮した森林施業を推進するとともに、その他の森林についても、適切な間伐の実施、針広混交林化、広葉樹林化、複層林化、長伐期化の取組など、多様で健全な森林の整備及び保全を推進する。また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 国有林の保護林制度として設定している各種保護林については、原則として自然の推移に委ねることとし、その設定目的に応じて、適切な保護・管理を行う。

(イ) 国の天然記念物に指定されているクマゲラや、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

(ウ) このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種等）についても、その生育・生息の把握に努め、必要に応じて学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努める。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林生態系としての生産力を維持していくため、北海道森林管理局長が別に定めている「施業の基準」に基づき適切かつ積極的に間伐を実施するとともに、基準となる伐採率、回帰年等を前提とした育成複層林へ導くための施業等による主伐の実施、天然力も活用した伐採後の適切かつ確実な更新等を行う。また、それらの基盤となる路網の整備を進める。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 流域の標準的な立地条件にある森林について平均成長量が最大となる林齢を基準として標準伐期齢を定め、立木の主伐の時期に関する指標とする。

(イ) 機能類型ごと、施業方法ごとに伐採の方法、更新の方法及び保育の方法等に係る施業の基準を定め、気候等の自然条件、林業技術体系等を勘案して、林分ごとに、その現況に応じた適切な施業方法を採用する。

(ウ) 北海道森林管理局長が別に定めている「造林方針書」に基づき、健全な森林を計画的かつ効率的に造成する。

(エ) 簡易で壊れにくい路網の整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる作業を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

森林病害虫及び野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けた森林の早期復旧を図る。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 森林病害虫及び野生鳥獣等による被害等については、自治体等の関係機関及び地域住民の協力のもとに、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

エゾシカ農林業被害については、自治体等との連携による個体数調整等の取組を通じ、被害の軽減に努める。

(イ) 森林の巡視は、森林火災等の森林被害が多発するおそれのある地域を中心に、現地の実態に即し適切に実施するとともに、自治体における林野火災予消防会議等を通じ、入林者に対する森林火災の予防等の普及啓発を図る。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨等に伴う土壌の浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、山地災害により被害を受けた森林の早期復旧に努めるとともに、施業の基準に基づいた適切な施業方法の選択を行う。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 取水施設の上流等の水源に近接する箇所については、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は伐採を見合わせることを検討する。

(イ) 地域の水源となっている集水域の森林については、地域との連携・協働による水源林整備を積極的に進める。

(ウ) 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の発達を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないようにする。

(エ) 森林の裸地化を防ぐため、択伐又は複層伐を推進するとともに、皆伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図る。

オ 地球温暖化防止への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、炭素の貯蔵庫としての機能発揮及び二酸化炭素の排出削減のため、木材の利用を推進する。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 人工林における間伐及び増加する高齢級の人工林における育成複層林へ導くための施業等を積極的に推進する。

(イ) 国有林野事業で実施する治山・林道等工事において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用する。

(イ) 化石燃料を代替する再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスの利用を推進する。

カ 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進
森林浴等森林レクリエーションの場の提供、森林と人とのふれあいの確保のため
のフィールドの提供、文化・社会・精神的な価値を有する森林の保全を図る。
また、森林施業等に関する技術開発に取り組む。
関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) レクリエーションの森について、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適
した施設を整備するなど、利用の実態及びその設定目的に応じて適切に管理経
営を行う。

(イ) 国民が自主的に参加し、森林整備や森林・林業に関する理解の増進に資する
活動等を支援する国民参加の森林づくりの制度の積極的な活用を図る。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための制度的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営
を行うため、国有林に関連する法令等に基づく森林計画制度の適切な運用を
図る。

④ 政策課題への対応

北海道における森林・林業の状況を踏まえ、多様で健全な森林づくり、生物多
様性保全の推進、森林整備の省力化、木材の安定供給、山地災害対策の強化等に
取り組んでいく。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、本森林計画区の個々の
国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、
「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の機能
類型に区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行うこととする。

なお、これらの区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、有効利
用を図る。

機能類型ごとの管理経営の基本的な方向については以下のとおりである。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関
する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリ
アの2つに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野は、下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアの国有林野は、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮し管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
自然維持タイプの国有林野は、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

さらに、自然維持タイプの森林のうち、特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」として設定し、設定目的に応じた適切な管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野は、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、利用の実態や将来的な展開方向、地域の意見等を踏まえて、選定目的に応じた適切な管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されるよう森林の整備を推進する。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
水源涵養タイプの国有林野は、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

具体的な取扱いについては、別に定めている別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱うこととする。

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積 (ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害防止タイプ	7,083 (11%)		
土砂流出・崩壊防備エリア	7,020 (11%)	山地災害の防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林
気象害防備エリア	63 (0%)	風害、霜害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林
自然維持タイプ	3,841 (6%)	原始的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件による）
森林空間利用タイプ	4,094 (6%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林 ・保健文化機能維持増進森林 ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件による）
快適環境形成タイプ	該当なし (-)	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ	48,372 (77%)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	・水源涵養機能維持増進森林
該当外	該当なし (-)		
国有林野面積計	63,030		

注1) () は構成比である。

2) 「該当外」は、森林経営の用に供されない森林原野。

② 地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、樽前山麓地域及び鷓川地域に大別され、2地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 樽前山麓地域

(胆振東部森林管理署 1~299、1146~1501、3183、3186 林班)

この地域はオロフレ山 (1,231m)・ホロホロ山 (1,322m)・白老岳 (968m)・樽前山 (1,041m) を中心に、敷生川・白老川・苫小牧川・勇払川を有する比較

的平坦な山地で、トドマツ・アカエゾマツ等の人工林とトドマツ・エゾマツ・ミズナラ・カンバ類が混交する天然林で構成されており、特に、人工林率の高い地域である。

当該地域のほとんどが苫小牧市等の下流域の都市の水源であり、水源かん養保安林に指定され、水源涵養機能の発揮が期待されていることから、「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

倶多楽湖・オロフレ山・ホロホロ山・白老岳・樽前山周辺及びポロト湖周辺は、優れた自然景観を有し、支笏洞爺国立公園やレクリエーションの森に指定され、自然環境、自然景観の維持・保全及び森林環境教育等を図ることが期待されており、また、この地域にはアイヌの人たちが多く集住し、古くから森林との関わりの深い独自の文化を伝承してきていることから、これらの地域を「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行う。

イ 鷓川地域

(胆振東部森林管理署 2001～2190、2192、2193、2195 林班)

この地域は、鷓川流域に位置する山地で、トドマツ・エゾマツ・ミズナラ・カンバ類が混交する天然林を主体として、一部トドマツ等の人工林で構成されている。

当該地域の大半は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定され、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮が期待されていることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。なお、水源涵養機能や山地災害防止機能の維持向上のために行う施業の範囲内で、森林資源の有効利用を図ることとする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、胆振東部流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、胆振総合振興局、関係市町村等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林において森林経営管理制度が導入されたことから、国有林野事業においてもこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図ることで林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進する。

具体的には、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを実現するため、丈夫で簡易な林業専用道や森林作業道の整備に取り組むとともに、植付効率の向上や下刈の省力化等の効果が期待されるコンテナ苗の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入、無人航空機（UAV）等の先端技術を活用した効率的な森林管理手法の開発など、低コストで効率的な作業システムの確立と普及に取り組む。また、天然力を活用した多様な森林づくりによる育成複層林への誘導手法等の普及に取り組む。

② 林業事業者の育成

ア 林業事業者の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全衛生対策に配慮した事業実行の指導等に取り組む。

イ 安定供給システムによる安定的・計画的な木材供給に取り組む。

ウ 森林経営管理制度の定着に向けて、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

ア 地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地の設定を推進し、民有林と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、国産材の安定供給体制構築に資するよう土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組む。

イ 本計画区内のむかわ町においては、国有林、道有林、民有林が連携して約46千ha（うち国有林約20千ha）の認証森林エリアが形成されており、地域における森林認証材の販売動向を収集・分析し、関係機関と連携を図りつつ、認証材の普及啓発、地域の林業・木材産業の振興に努めるとともに、地域産材の需要拡大等の取組を推進する。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用の意義の普及啓発に努めるとともに、林地未利用材の搬出活用に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援
 ア 市町村行政の支援を行うため、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成するとともに、森林経営管理制度の構築を踏まえ、自ら森林経営を行う市町への森林・林業技術情報の提供等の支援に取り組む。

イ 林業事業者が主催する研修、現地検討会、「緑の雇用」対策事業等への国有林野フィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援する。

ウ 令和2年度に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」に、フィールドの提供等の協力を行う。また、大学等関係機関と連携を図る。

⑤ その他

ア エゾシカによる農林業被害の防除に向け、民有林と連携したエゾシカ対策に取り組む。

イ 樽前山の火山噴火対策の協議会等に参加し情報の発信と共有化に取り組む。

(4) 主要事業の実施に関する事項

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させ、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に貢献するため、積極的に間伐を推進するとともに、針広混交林化・複層林化等を促進するため、育成複層林へ導くための施業等を推進し、健全で多様な森林の整備・保全及びその基盤となる林道等の路網の整備を進める。これらの施業等に当たっては、土砂の流出、水質汚濁の防止等に配慮し、森林生態系の保全に努める。

なお、事業の実施に当たっては、全面的に民間に委託して推進することとし、林業事業者に対する計画的な事業の発注等を通じ、その育成・強化を図る。

また、労働安全衛生の確保については、安全衛生管理体制の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進により、労働災害の未然防止等を図る。

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は、以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	主伐	間伐	計
材積	97,958	250,624	348,582
	[40,000]	[-]	[40,000]
		(5,467)	

注1) [] は、臨時伐採量であり、内数である。

2) () は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位 : ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	330	157	487

③ 保育総量

(単位 : ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐
面 積	11,793	5,360

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
	5	4,140	4	430

(5) その他必要な事項

- ① 地域の水源となっている集水域の森林については、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されるよう間伐を積極的に推進する。また、関係市町村との連携・協働による水源林の整備を積極的に進めるとともに、「北海道水資源の保全に関する条例」によって指定された「水資源保全地域」の上流域等に所在する森林については、水源涵養機能の維持増進及び水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。
- ② 林道等の路網は、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であることから、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。
また、民有林林道等の開設計画との調整を図るとともに、周囲の環境との調和やコストの縮減、継続的に利用する林道等の整備にも努め、効果的・効率的な整備を推進する。
なお、林道等の整備に当たっては、地域住民にとって災害時の迂回路となる場合があることにも留意する。
- ③ 治山事業については、近年、頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを

踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域や荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備や、流木対策を含めた溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、周囲の環境との調和やコストの縮減に留意しつつ、民有林治山事業等との連携の下に、計画的に推進する。

- ④ 平成16年の台風18号などによる被害跡地の再生については、風害を受けにくい森林づくりとして、「多様な樹種・樹冠層により形成される森林」を長期的な視点で目指し、針広混交林化、モザイク的配置による育成複層林へ導くための施業を展開してきたところであり、今後についても天然力を活用しつつ風害に強い森林の造成に取り組む。
- ⑤ 鷗川地域の森林は、農業用水・生活用水の水源地として重要な役割を担うとともに、下流域はシシャモや鮭等の水産資源が育まれる地域であることから、水源地域の整備に取り組む。
- ⑥ アイヌ文化振興への貢献のため、白老町の「民族共生象徴空間（ウポポイ）」に隣接する国有林（ポロト自然休養林）において、地域の要請に応じてアイヌ文化の伝承・保存に必要な森林産物が持続的に供給できるような森林を育てる等、アイヌ文化を象徴する森林として誘導していくよう取り組む。
- ⑦ 事業予定箇所の把握、事業実行結果の整理、野生生物の生育・生息状況の把握など国有林野の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 森林火災防止等の森林保全巡視

森林内は、レクリエーション等を目的に入林する者が多く、特に、春期は山菜採りのシーズンと乾燥期が重なり、森林火災発生の危険及び遭難者の発生などのおそれが増大する。このため、地元市町村等と連携して、森林火災等の発生の防止の宣伝・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、その防止に万全を期する。

また、森林保全巡視に当たっては、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害及び野生鳥獣等による被害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握し、適切な措置を講ずることにより、国有林野の保全管理に努める。

特に、深刻な社会問題である廃棄物の不法投棄に対しては、監視体制の強化が重要となっていることを踏まえ、関係市町村の環境部局や警察等とも連携して、積極的な対応に努める。

さらに、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性

保全の視点も踏まえて、高山植物等の保護に努めるとともに、入林時のマナーや注意事項等についてホームページ等により周知を図る。

② 境界の保全管理

国有林野を管理していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標の確認、境界の巡視及び不明標等の復元を計画的に行う。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

国有林野には、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊かな森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多い。

このため、生物多様性保全の観点から、環境行政とも連携しつつ、希少種の保護等に努める。例えば、国の天然記念物に指定されているクマゲラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、国内希少野生動植物種の指定は解除されたが森林施業と密接に関わっているオオタカ等の生息環境の保全を図るため、それらの生息状況に応じた森林施業を行う。

また、国有林野事業独自の森林保護制度である保護林を設定し、それぞれの設定目的に応じた適切な保護管理を行う。

具体的には、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）の別紙「保護林設定管理要領」に定める取扱いの方針並びに各保護林の保護林管理方針書により取り扱う。

(4) その他必要な事項

① 河畔周辺の取扱い

河畔周辺(常時水流のある溪流等の水辺から概ね片側25m以上を目安とする。)については、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として重要な役割を担っているため、上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

② エゾシカ被害への対応

エゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、自治体

等関係機関とも連携して、個体数調整に取り組む。

また、生息状況、被害動向等についての情報収集を推進するとともに、狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組んでいく。

また、生息状況、被害動向等についての情報収集を推進するとともに、狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組んでいく。

- ③ 地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、生物多様性の保全の観点から、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材等林産物について、計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。具体的には、公売及びシステム販売（加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等）に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に努める。

また、低コスト・高効率な作業システムにより、効率的な素材生産を推進する。

(2) その他必要な事項

- ① 環境に対する負荷が少ない素材である木材の公共施設や公共事業等多様な分野への利用を促進する観点から、地方公共団体等関係機関への情報提供等に努める。
- ② 治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。
- ③ 利用が低位な木材や林業生産活動によって生ずる端材や林地残材等について、地域のエネルギー資源としての有効活用に努める。その他、関係機関等と連携して、木材の利用分野の拡大に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用について、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう、積極的に推進する。

その際、地域振興に寄与する風力発電等再生可能エネルギーを利用した発電用地としての国有林野の活用に当たっては、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮する。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供することが適当と認められる国有林野を、レクリエーションの森として広く国民に開かれた利用に供する。

レクリエーションの森のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については「日本美しい森 お薦め国有林」として、観光客に向けた情報発信や重点的な環境整備を実施する。

にっぽんうつく
日本美しい森 お薦め国有林

名 称	森林管理署等	所在地
ポロト自然休養林	胆振東部森林管理署	白老町
インクラの滝風景林	胆振東部森林管理署	白老町

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路工事等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、法令等に基づき、貸付、売払い等の手法により実施する。

また、不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネットを活用して広く情報を公開し、逐次売払い等を進める。

(3) その他必要な事項

道路用地や公益事業用地等への転用に当たっては、あらかじめ事業主体による森林への影響評価の実施を求め、周辺の自然環境や森林の有する公益的機能との調和を図り、土地利用に関する計画等との調整を行った上で、活用の推進を図る。

なお、具体的な整備等に当たっては、施設整備における木材の利用、樹木の保残等にも配慮するよう実施主体を指導する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林において、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、そのことにより国有林野が発揮すべき公益的機能に悪影響を及ぼしている場合があれば、国有林野と一体的に当該民有林の整備及び保全を行うため、当該民有林の所有者等と公益的機能維持増進協定の締結に努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

該当なし

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、昨今の国民の要請に応えるため、協定を締結してフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進する。

① ふれあいの森

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場として設定する。

該当なし

② 社会貢献の森

企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備を自ら又は事業者へ委託して行う活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
森林再生ボランティアの森	0.15	胆振東部森林管理署 1229ろ
森林再生ボランティアの森	0.44	胆振東部森林管理署 1229ろ
アオダモ資源育成活動の森	2.80	胆振東部森林管理署 1283は、1298や、1357い2
道新ぶんぶんの森	7.05	胆振東部森林管理署 1355ろ
イワクラ創業100年の森	4.50	胆振東部森林管理署 1325は、1326ほ・ぬ2
2017王木林材の森	2.96	胆振東部森林管理署 1190い、へ、と、ち、ぬ
環境保全の森	3.05	胆振東部森林管理署 1320ろ

③ 木の文化を支える森

木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建築物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
イウォンネシリ (狩り場となる空間)	4.35	胆振東部森林管理署 299ぬ

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
ポロト遊々の森	46.97	胆振東部森林管理署 297い2、れ、イ、ハ 298い1、ち1、ぬ1、2、チ 299い5、ね、ら、ニ、ル、 ワ、レ、ツ、ネ

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、上記①から④までに分類できない活動の場として設定する。
該当なし

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。分収林の設定状況は下表のとおりである。

種 類	契約箇所数	面積 (ha)
分収造林	16 (4)	81.19 (18.10)
分収育林	13 (4)	76.34 (44.90)
計	29 (8)	157.53 (63.00)

注) () は、「法人の森林」の値であり、内数である。

(3) その他必要な事項

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

「国民の森林」として国民に開かれた管理経営を推進するため、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら、国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用した幅広い情報の発信を行う。

また、「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について意見を聴くなど、多様な方法を用いて国民と国有林との情報・意見の交換を図り、国民の要請を適確に把握して管理経営に反映させるなど対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

② 森林環境教育の推進

学校等が体験活動等を実施するための「遊々の森」等の活用を図るとともに、森林の多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。

また、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。

具体的には、企業が森林づくり活動を行うための「社会貢献の森」の活用等により、フィールドの提供や技術指導を行うなど、多様な取組を進める。

ア 本森林計画区では、バット材料として利用されるアオダモを植樹し、「バットの森」を造成する取組が進められており、NPOや北海道、地域と連携して引き続き支援していくものとする。

イ 平成16年の台風18号などによる風倒被害地については、引き続き一般市民や団体等の森林ボランティアによる復旧活動を受け入れ、国民参加による森林再生の取組を進める。特に、森林ボランティア団体等が継続的・計画的に行う森林再生活動については、積極的に支援していくこととする。

ウ 豊かな海づくりのための漁民の森林づくり活動を推進するため、「森と川と海はひとつ」を合い言葉に「お魚を殖やす森づくり」活動を、上流域署と連携しつつ、漁業者及び地域住民等の幅広い参加を得ながら展開を図る。

また、森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加の森林づくりに関する支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 林業技術の開発

試験研究機関等へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力する。

② 林業技術の普及

北海道や市町村等の関係行政機関及び試験研究機関等と連携しながら、国有林のフィールドを活用した現地検討会の実施等を通じて、技術開発成果の普及・定着に努めるとともに、施業指標林・試験地・モデル林等の展示等を通じて技術の普及を図る。

特に、支笏湖周辺における風倒木被害区域において、被災後15年を経過した時点の森林の現況把握と、これまでの森林施業の検証を行ったところであり、それらを今後の森林施業にフィードバックし、より風害に強く、地域の資源として活用できる森林づくりを実践する。

また、高性能林業機械の導入試験やデモンストレーション等に対しても、積極的にフィールドを提供する。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築など、地域の課題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画に基づき、地域の状況に応じて、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物等の採取に係る共用林野設定等の検討を進める。